

下松市監査委員告示第1号

令和7年度定期監査報告に基づき講じた措置について、令和8年3月30日付け下松総第165号で市長から、令和8年3月27日付け下松教総第75号で教育長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

下松市監査委員 小田 修

下松市監査委員 金藤 哲夫

下松総第165号
令和8年3月30日

下松市監査委員
小田修様
金藤哲夫様

下松市長 國井益雄



令和7年度定期監査報告に対する措置について

令和7年12月17日付け下松監第20号で提出のありました令和7年度定期監査の結果報告に関し、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙)

1 請書の徴取の基準額の引上げについて (財政課)

下松市契約規則第27条において「契約書の作成を省略したときは、当該契約を誠実に履行する旨を記載した請書を提出させなければならない。ただし、契約金額が20万円を超えないものは、見積書の提出をもってこれに替えさせることができる」と規定している。

ところで、少額随意契約の基準額については、近年の物価高騰や賃金上昇をうけて、地方自治法施行令が一部改正され、本市においても令和7年5月1日から基準額を引き上げたところで、例えば、工事又は製造の請負は130万円から200万円に、財産の買入れは80万円から150万円に引き上げられている。

少額随意契約の趣旨としては、契約事務の簡素化・効率化を図ることであり、同様に請書の徴取の基準額も引上げにより請書作成の手間を効率化することができる。

県内13市の基準額は、5市が30万円以上としており、本市も20万円を30万円に引き上げることを検討されたい。

【講じた措置】

事務の効率化に向け検討する。

(財政課)

2 備品の区分の基準額の引上げについて (財政課)

下松市財産管理規則第31条において「購入価格が1万円未満の物品は、消耗品とすることができる」と規定している。

備品の区分の基準額については、本市では平成27年度に5千円から1万円に引き上げ長らくデフレ経済が続いていたが、昨今のインフレ経済下の物価上昇を考慮し、備品管理事務の適正化や効率化の観点から基準額の見直しが必要ではないか。

県内13市の基準額は、12市が1万円、1市のみ3万円であるが、他県では3万円以上としている市も多く、本市も1万円を3万円に引き上げることを検討されたい。

【講じた措置】

事務の適正化及び効率化に向け検討する。

(財政課)

3 準公金管理の徹底について（財政課）

下松市準公金会計処理要綱第5条第4項において「準公金管理者は、準公金に係る収入、支出及び精算が適正に処理されていることを確認するとともに、年2回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所属部等の長に報告しなければならない」としている。

しかしながら、当該要綱に定められた様式では、所属部等の長に報告が行われたかを確認できない。また、平成27年に廃止された下松市公金等管理要領の様式である公金等管理台帳を使用している課も散見される。

当該要綱を見直し、現金出納簿に決裁欄を設けるなど、準公金管理のチェック体制を強化されたい。

【講じた措置】

総務課（要綱第8条に規定する調査及び措置の権限所管課）と連携し、チェック体制の強化に向け検討する。

（財政課）

4 工事着手届の廃止について（技術監理課）

工事着手届については、令和3年度に下松市工事請負規程の全部改正が行われ、提出させる旨の規定がなくなったが、工事着手届の提出が慣例的に続いている。

工事着手届は、令和3年から手続の簡素化・迅速化のため押印省略されており、工事着手年月日は工期の着手期日と同じなので契約書で確認できるため、工事着手届の提出は省略しても問題ないと考える。

他の県・市町でも工事着手届を廃止した自治体も多く、契約事務の簡素化のため工事着手届を廃止し、契約相手方へ周知されたい。

また、委託業務に係る業務着手届についても同様に廃止されたい。

【講じた措置】

令和8年1月15日付けで、令和8年4月1日からは工事着手届を廃止する旨を記載した事務連絡を全庁メールにて通知した。

（技術監理課）

5 公用車点検整備報告書の廃止について（総務課）

下松市庁用自動車の管理等に関する規程第5条によると、庁用自動車使用簿（兼）酒気帯び確認簿及び庁用自動車管理台帳を整備しなければならないとされているが、公用車点検整備報告書については運用で

実施されている。

修繕したときは、庁用自動車使用簿(兼)酒気帯び確認簿と庁用自動車管理台帳には金額等を記入し、公用車点検整備報告書は修理した旨の点検記号を記入する。

しかし、3種類の台帳の内、ひとつの台帳には修繕した旨の記載があるが、他の台帳には記載がないケースが散見され、公用車点検整備報告書による月毎の点検は形骸化していると推測される。

始業時点検及び修繕の履歴記入を徹底し、公用車点検整備報告書については廃止されたい。

【講じた措置】

令和8年4月1日から公用車点検整備報告書を廃止し、引き続き各所管課における点検等により適正に管理をするよう通知した。
(総務課)

6 宿泊料の前泊・後泊の基準について(総務課)

本市の旅費の取扱いによると、宿泊料の支給基準として、前泊を可能とする判断基準は下松駅を午前6時以前に出発せざるを得ない場合とし、後泊を可能とする判断基準は下松駅に午後10時以降に到着せざるを得ない場合としている。

なお、出張時の移動時間は、通勤時間と同様に労働時間に含まれないため、時間外勤務手当は発生しない。

現在の前泊・後泊の基準時間は、日常勤務における自宅からの出発時間及び自宅への帰宅時間に比べて職員への肉体的・精神的な負担が大きすぎると考える。

前泊午前7時以前、後泊午後9時以降とするなど、基準の見直しを検討されたい。

【講じた措置】

周辺自治体の基準を参考に検討する。

(総務課)

7 日当の見直しについて(総務課)

本市の旅費の取扱いによると、日当とは旅行中の昼食費を含む諸雑費及び目的地である地域内を巡回する場合の交通に対する費用弁償として支給するものであり、金額的には昼食代等が半分、目的地内の交通費が半分とする、としている。

また、公用車を利用して県外出張した場合には、日当の2分の1相当額を減額調整した額を旅費として支給する、としている。

今年度から国家公務員等の旅費制度が改正され、日当は宿泊手当に改め、宿泊を伴う出張について一夜当たりの定額を支給することとされた。

これは、昼食代は通常の勤務時でも必要となる費用であるし、目的地内の交通費も運賃の確認が容易となっていることから見直されたものである。

国に準じている本市の日当の取扱いも見直しが必要であるが、日帰り出張や公用車利用は、宿泊を伴う出張よりもむしろ職員の負担が大きいことを勘案して、宿泊や交通手段に係わらず県外出張手当とすることを検討されたい。

【講じた措置】

本市の旅費制度については、国家公務員等の旅費制度の改正に伴い、見直しの検討をしているところである。

なお、国に準じて取り扱うことが基本であると考えているが、日当は出張に伴う実費相当の費用を補填する趣旨のものであり、職員の労務提供に対する対価や負担分を考慮したものではないため、労務提供・負担に対する対価として出張手当を支給することについては難しいと考える。

(総務課)

8 学校等の公印規則について（教育委員会教育総務課）

下松市教育委員会公印規則第10条において「学校、その他の教育機関の公印規則については、当該機関の長が定めて、教育長に届け出るものとする」としている。

小中学校の公印台帳については、正本を教育総務課に提出しコピーを保管していたり、異動に伴う公印管守者の更新をしていない学校があった。

また、公印使用簿を作成している学校と文書の提示だけの学校があったため、各学校の公印規則を教育委員会の規則に一本化し、公印管理を徹底されたい。

【講じた措置】

(市長部局に該当事務なし)

下松教総第75号
令和8年3月27日

下松市監査委員 小田 修 様
下松市監査委員 金藤 哲夫 様

下松市教育委員会
教育長 玉川 良雄



令和7年度定期監査報告に対する措置について

令和7年12月17日下松監第20号で提出のありました令和7年度定期監査の結果報告に関し、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

1 学校等の公印規則について（教育総務課）

下松市教育委員会公印規則第10条において「学校、その他の教育機関の公印規則については、当該機関の長が定めて、教育長に届け出るものとする」としている。

小中学校の公印台帳については、正本を教育総務課に提出しコピーを保管していたり、異動に伴う公印管守者の更新をしていない学校があった。

また、公印使用簿を作成している学校と文書の提示だけの学校があったため、各学校の公印規則を教育委員会の規則に一本化し、公印管理を徹底されたい。

【講じた措置】

各学校の公印規則を下松市教育委員会公印規則に統合するとともに、公印管理の徹底を図るために規定内容を全て見直し、令和8年4月1日から施行することとした。